

令和4年第2回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和4年5月31日招集

議案第 38 号

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員の期末手当に係る支給割合の改定等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定する等するための改正

2 内 容

総支給割合を 0.15 月分引下げとし、6 月期及び 12 月期の支給割合をそれぞれ次のとおりとする。

	6 月期	12 月期	総支給割合
現行	2.225	2.225	4.45 (月分)
改定後	2.150	2.150	4.30 (月分)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

(2) 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置

令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額から令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 222.5 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

議案第39号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の期末手当の支給割合を改定する等するための改正

2 内 容

期末手当の改定

総支給割合を0.15月（再任用職員及び任期付短時間勤務職員は0.10月）分引き下げ、当該引下げ分を期末手当の支給月数に反映し、6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

(1) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（一般職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
現行	期末手当	1.275	1.275	2.550	4.45 (月分)
	勤勉手当	0.950	0.950	1.900	
改定後	期末手当	1.200	1.200	2.400	4.30 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（指定職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
現行	期末手当	1.075	1.075	2.150	4.45 (月分)
	勤勉手当	1.150	1.150	2.300	
改定後	期末手当	1.000	1.000	2.000	4.30 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	

(3) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（一般職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
現行	期末手当	0.725	0.725	1.450	2.35 (月分)
	勤勉手当	0.450	0.450	0.900	
改定後	期末手当	0.675	0.675	1.350	2.25 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	

(4) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（指定職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
現行	期末手当	0.625	0.625	1.250	2.35 (月分)
	勤勉手当	0.550	0.550	1.100	
改定後	期末手当	0.575	0.575	1.150	2.25 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額（基準額）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の区分ごとに、それぞれ次の割合を乗じて得た額（調整額）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

① 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（一般職員）

127.5分の15

② 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（指定職員）

107.5分の15

③ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（一般職員）

72.5分の10

④ 再任用職員及び任期付短時間勤務職員（指定職員）

62.5分の10

(3) 八潮市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に係る令和4年6月に支給する期末手当については、(2)の規定は、適用しない。

議案第42号

八潮市税条例の一部を改正する条例（令和4年3月31日専決処分）

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

- (1) 固定資産課税台帳に記載されている事項について証明書の交付等を行うことにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、一定の措置（住所の削除等）を講じた上で、証明書の交付等を行うことができることが明確化されたことに伴う規定の整備（第73条の2、第73条の3関係）
- (2) 令和4年度に限り、商業地等に係る土地の課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とする。（附則第12条関係）
- (3) 規定の整備

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和4年4月1日
- (2) 経過措置
所要の措置を設ける。

議案第43号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和4年3月31日専決処分)

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

- (1) 令和4年度に限り、商業地等に係る土地の課税標準額の上昇幅を現行の5%から2.5%とする。(附則第7項関係)
- (2) 規定の整備

3 施行期日等

- (1) 施行期日
令和4年4月1日
- (2) 経過措置
所要の措置を設ける。

議案第45号

八潮市税条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 個人市民税

- ① 総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除について、確定申告書に記載することにより行うこととする。(第33条、第34条の9、附則第16条の3第2項関係)
- ② 給与所得者の扶養控除(異動)申告書の記載事項に、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する。(第36条の3の2第1項関係)
- ③ 公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族(退職手当等を有する者に限る。)の提出を義務化する。また、記載事項に配偶者の氏名を追加する。(第36条の3の3第1項関係)
- ④ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限が4年間延長されたことに伴い、控除の適用期限を次のとおり延長する。(附則第7条の3の2第1項関係)

居住年の適用期限	
現 行	改正後
平成21年から令和3年まで	→ 平成21年から令和7年まで
住宅借入金等特別税額控除の適用期限	
現 行	改正後
令和15年度まで	→ 令和20年度まで
- ⑤ 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得割の賦課について、確定申告書に記載があるときに限り適用する。(附則第16条の3第2項、附則第20条の2第4項、附則第20条の3関係)
- ⑥ 住宅借入金等特別税額控除の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を廃止する。(附則第26条関係)

(2) 固定資産税

- ① DV被害者等の保護のための措置として、固定資産課税台帳に記載されている事項について証明書の交付等をする際に当該DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、住所に代わる事項を記載しなければならないこととする。(第18条の4、第73条の2、第73条の3)

関係)

② 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗ずる本市の特例割合を定める。（附則第10条の2関係）

ア 公害防止用の下水道除害施設 4/5

（法律で定める特例割合の範囲は、4/5を参酌して7/10以上9/10以下）

イ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地 3/4

（法律で定める特例割合の範囲は、3/4を参酌して2/3以上5/6以下）

(3) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、次の規定は、それぞれに掲げる日

① 2(1)②～④・⑥ 令和5年1月1日

② 2(1)①・⑤ 令和6年1月1日

③ 2(2)① 令和6年4月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第46号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

- (1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、課税標準に乗
ずる本市の特例割合を定める。（附則第6項関係）

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府
県知事等の指定を受けた土地 3 / 4

（法律で定める特例割合の範囲は、3 / 4を参酌して2 / 3以上5 / 6以下）

- (2) 規定の整備

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 経過措置

所要の措置を設ける。